

空き家
になる前に!!

家族と考える家のこと

将来、自宅が「空き家」になる可能性について、家族で話し合う時間を作りませんか？
自宅が将来的に空き家となる可能性がある場合、その対策を事前に話しておくことが重要です。

？ 空き家とは

年間を通して人が住んでいないことが常態化している家のこと。

- ・帰省で年に何度か使用している
- ・物置として使っている

自分の家は違うと思っていても、
実は「空き家」なことも！？

なぜ今、話し合うべき？

よくある理由で空き家は発生します。
不安やトラブルを回避するためには、
家族みんなで話し合って、意向を確認しておくことが重要です。

思い出の詰まった実家
を手放したくない



「空き家」が発生する理由



親が施設に入所

親が亡くなり
実家を相続

家族で引っ越し

介護のために親と同居

etc...

Point

家族で将来の利用方針を話し合い、
相続・売却・処分の選択を早めに決めておくと、
維持管理の負担が軽減されます。

多可町の美しい景観と
地域の安心を守るために、
ぜひ早めの対策を
お願いします。



空き家にしないための
ポイントをチェック！

裏面

空き家にしないためのポイント



町の空き家バンクも利用可能!!

1 将来の使用計画を考える

空き家になる前に所有物件の今後の利用方法をイメージしておきましょう。使用予定がない空き家は、売却や賃貸を検討しましょう。劣化が進むと活用が難しくなるため、不用な家財を廃棄するなど、あらかじめ整理しておきましょう。

2 登記の名義を確認する



現在住んでいる建物の所有権は誰の名義になっているかご存じですか？従前所有者の名義のままだと、次の世代へ適切に相続できない可能性があります。不動産登記の名義を確認しておきましょう。

※ 不動産の所有権を取得した相続人は、
3年以内に相続登記を行う必要があります。

令和6年
4月1日
から

相続登記が
義務化されました。

3 相続について考える

親族間で争いにならないよう、相続手続きを確認しておきましょう。
遺言書や生前贈与も検討し、家族と話し合いを進めることが大切です。

4 住まいに関する助成事業を活用する

多可町では、住宅改修や空き家の定住・事業利用向けの補助制度があります。利用希望の方は事前にご相談ください。

多可町ホームページ(住宅助成事業)

検索

5 専門家に相談する

空き家の管理や登記・相続手続きなどの相談は、役場のほか、
司法書士や弁護士などの専門家にご相談ください。

空き家の無料
総合相談窓口



相談窓口

多可町役場 定住推進課 TEL 0795-32-4776